No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	別途提出されている「地方自治法施行令等の一部改正する	地方公共団体に直接請求を行うには、その地方公共団体の
	政令案」に対して反対しています。2%程度の僅かな住民の	選挙権を有する者から法律で定める有権者の一定数以上の署
	意見で地方行政に対して影響を及ぼすなど有ってはなりませ	名を収集することが必要となります。
	ん。	今回の省令改正は、法律に基づいて行われる署名収集の手
	【個人】	続等に必要な様式及び記載事項を改正するものです。
		なお、直接請求が有効に行われた場合も、請求内容が直ち
		に実現するのではなく、条例の制定改廃請求であれば条例案
		は議会で審議されることとなり、解散・解職請求であれば、
		その可否は住民投票により決定されることとなります。